

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 改め文 対照表

修正案

(道路運送法の一部改正)

第二条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

(削る)

(削る)

修正案

(傍線部分は修正部分)

(道路運送法の一部改正)

第二条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第七十八条第二号中「。以下この号において同じ」を削り、「一の市町村の区域内の住民」を「地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者」に改める。

第七十九条の二第一項に次の一号を加える。

五 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。)を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

第七十九条の四第一項第五号中「関係者が」を「関係者間において」に、「合意して」を「協議が調つて」に改める。

(削る)

第七十九条の四第一項第五号中「関係者が」を「関係者間において」に、「地域住民の生活に」を「地域における」に、「合意して」を「協議が調つて」に改める。

第七十九条の五ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有

償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも
該当する場合 五年

(削る)

第七十九条の七第一項中「除く。」の下に「又は事業者協力型
自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更」を加える。

第九十八条の二中「者は」を「ときは、その違反行為をした者
は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第九十八条の二中「者は」を「ときは、その違反行為をした者
は」に改め、同条第一号中「を変更した者」を「又は事業者協力
型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別を変更したとき。」に改
め、同条第二号中「者」を「とき。」に改める。